

令和 8（2026）年度 生活排水対策県民運動実施計画

1 はじめに

県民の生活環境の保全等に関する条例（平成 15 年愛知県条例第 7 号）第 83 条第 2 項の規定に基づき策定した「生活排水対策に関する基本方針」に基づき、生活排水対策の普及・定着化に向けて、県民、事業者及び行政が一体となって取り組むための本県の実施計画を定めるものとする。

2 目的

県民、事業者及び行政が一体となってより良い愛知の水環境づくりを目指すため、県及び市町村等の行政は、各主体と協力して各種事業を実施することにより、県民の生活排水対策に関する意識を高揚させ、実践活動の普及・定着化を図る。

3 内容

（1）「クリーン排水推進月間」、「浄化槽強調月間」に係る啓発事業の実施

県民の生活排水への関心を高めるため 10 月を「クリーン排水推進月間」及び「浄化槽強調月間」と定め、生活排水対策の実践活動や浄化槽の適正な維持管理などについて集中的に啓発する。

ア 期間

令和 8（2026）年 10 月 1 日から 10 月 31 日まで

イ 内容

（ア）W e b ページや広報誌への情報掲載

県内全域に広く呼びかけるため、W e b ページや広報誌等に生活排水対策及び浄化槽の適正な維持管理に関する情報を掲載する。

（イ）啓発資料の作成

県内各地での啓発事業に活用するため、生活排水対策についてわかりやすく解説したリーフレットを作成し配布する。

（ウ）浄化槽維持管理強化キャンペーン

指定検査機関と協力し、浄化槽の適正な維持管理や単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換を呼び掛ける等のキャンペーンを実施する。

（エ）各地域における啓発活動等

各地域での生活排水対策の普及・定着を図るため、啓発パネルの展示、学習会、河川等の清掃活動など、地域の実情に応じた啓発活動や実践活動を行う。

(2) 油ヶ淵浄化啓発事業の推進

県内唯一の天然湖沼である油ヶ淵の水質改善を図るため、県及び油ヶ淵周辺4市（碧南市、安城市、西尾市、高浜市）で設置した「油ヶ淵水質浄化促進協議会」を主体として、水質浄化促進行動計画2021-2030「油ヶ淵ルネッサンス計画」（令和3（2021）年4月策定）等の行動計画に基づき、各種の水質浄化対策を促進する。

具体的には、流域の住民、NPO、学校等と連携・協働し、下表のとおり生活排水対策の重要性について啓発するイベントや水質モニタリングを実施する。また、Webサイト「油ヶ淵電子図書館」や情報誌「あぶらがふち通信」による情報発信を行う。

項目	実施時期	内容
油ヶ淵流域水環境市民モニタリング	通年 (毎月1回)	油ヶ淵及び流入河川等において、毎月1回水質簡易測定（透視度、CODなど）を行う。
油ヶ淵浄化デー	原則として7月の第4日曜日	油ヶ淵周辺4市（碧南市、安城市、西尾市、高浜市）において、油ヶ淵周辺及び流入河川の一斉清掃を行う。
アクション油ヶ淵	11月頃	油ヶ淵及びその周辺において、油ヶ淵の環境や水質について理解を深める体験イベントを開催する。

(3) その他啓発活動の実施

出前講座の実施、啓発パネルの貸出など機会をとらえた啓発活動を実施する。また、Webページや啓発動画を通じた情報提供を行う。

(4) 業界団体との連携

関係する業界団体と連携し、事業者や県民を対象とした研修会や説明会を開催する。

また、関係する業界団体に対し、広報誌やWebページを通じた情報提供の実施について働きかけを行う。